

奄美地域の糖業 (II)

藩政期における展開 (前編)

萩原 茂

(農産物流通経済学研究室)

昭和60年8月10日 受理

Studies on Sugar Industry at Amami Region (II)

Unfolding Sugar Industry of the Satsuma-clan-era (Part I)

Shigeru HAGIHARA

(Laboratory of Agricultural Marketing)

目 次

- 1 はじめに
- 2 奄美社会の諸画期
- 3 糖業導入の契機
- 4 奄美諸島の支配層
- 5 享保内検頃までの糖業
- 6 砂糖の買入れ制度
- 7 第一次定式買入
- 8 換糖上納
- 9 第一次三島惣買入制
- 10 第二次定式買入
- 11 第二次三島砂糖惣買入制
- 12 結びにかえて ——収奪強化の諸契機——

1 はじめに

前号²⁾で糖業創始について論じたが、今回は導入後、藩政期を通じてどのように展開していったかを追ってみることにした。

藩政期の糖業は創始の一応の結論と考えられる元禄初頃から数えても180年の長期にわたっていること、それに史料面からの制約なども加わり、したがって、本稿での考察は、その間にみられた数次の変動に限られざるをえなかった。

植民地的収奪下にさらされたといわれる藩政下の奄美で、その中心をなしていたのは何よりも糖業であった。本稿では糖業政策の実態と、それが幕藩体制下のいかなる事情に基づいて、ひき起されたものであったかを明らかにするようにつとめた。糖業強制の下で奄美の社会が、どのように変容していったかについて、

立ち入った考察はできなかった。ただし、以前、「奄美大島農地制度論」¹⁾のなかで、豪農経営の発展を考察した際、農業や農民の変化について不十分ながらふれておいた。

また糖業技術や生産力の展開等についても本稿ではとり上げることができなかった。これらについては改めて稿を草するつもりである。

2 奄美社会の諸画期

藩政期における奄美の糖業は『名瀬市誌』をはじめとして、いくつかの刊行を通じて全貌の解明が進められた。その結果、藩政期の奄美社会は糖業を軸とした展開を示していること、糖業のあり方如何によっていくつかの時代に区分できることが明らかになった。

大山麟五郎は「奄美のあゆみ」⁵⁵⁾において、藩政期を大きく前、後期の2つに分け、さらにそれぞれを2つに細分し、都合、4つの時期に区分しているが、これらは、いずれも糖業の在り方如何を指標として画されている。

前、後期を大きく画するものとして、換糖上納制をあげ、さらに前期を糖業導入を境にして2分しているのである。そして糖業導入以前の期間を、家人制限令、甘藷の導入、稲作の発展策等にみられるように、奄美社会の上昇期としてとらえている。続く期間、すなわち糖業が導入されてから換糖上納制へ移行するまでの期間についてはさとうきびというすぐれた商品作物の導入により糖業の発展がはかられた時期であるが、同時に新田開発も行われるなど、依然として稲が主作の位置を占めた。しかし、この期も末期になると、それまでさとうきび(黒糖)と並んで重視されていたハゼ(蠟)が衰退してくる。また値段の安い米の生産はや

めて有利なさとうきびに切り換えようという動きも出てくるなど、さとうきび産業をめぐっての体制の再整備期としてとらえている。

換糖上納制(年貢米を黒糖に換算して納める制度)になると、主作の座はさとうきびが稲作にとって代わる後期に入るが、この後期は天保の改革(砂糖の惣買入制の実施)を境にして2期に分けた方が適当であろうとしている。この後期のなかの第1期は砂糖の買入れをめぐって、定式買入から惣買入へ、そしてまた定式買入へと変わったことにもみられるように藩の政策が二転三転した変動期としてとらえている。そして最後の天保改革後の45年間を現在まで尾を引くことになったほど苛酷な収奪が行われた時期としているのである。

桐野利彦は「地勢・地理概要」³⁾で砂糖買入方法の変化に応じて大島社会の変貌を論じたが、大山の時代区分は、これをうけて行われたもののように思われる。

松下志朗『近世奄美の支配と社会』¹⁷⁾は、元禄8年に黍検者がおかれて以降の奄美の社会を、砂糖の買入方法の変化に応じて4期に分け、さらに第1期を換糖上納制を境にして前期と後期に分けている。

さらに前田長英『黒糖悲歌の奄美』⁴⁷⁾は、奄美の生きざまを考える時、馴政策から支配体制固めの前期、砂糖登場から収奪体制固めの中期、黒糖地獄と評される後期の3期に分けるのが妥当だろうとして、これに則した叙述を展開している。

このように画期について、必ずしも一致しているとはいえないのであるが、いずれにも共通しているのは、砂糖の買入方法、換糖上納制など、糖業のあり方に重要な変化がもたらされた時点を画期としているのである。そして、これら買入方法などの変化をうながした主たる要因は、後程みるように幕藩体制下における藩財政の推移いかんであったと考えられる。

3 糖業導入の契機

薩藩の財政状態は近世初頭から窮迫を示していたといわれる。秀吉の征西、文禄・慶長・関ヶ原の役など、相次いでぼう大な出費を重ねなければならなかった。江戸時代に入ってもよくなく、借銀額は元和2年(1616)1,000貫余、寛永9年(1632)7,000貫余(14万両)、光久代(1637—1687)17,000貫余(34.5万両)と時代を経る毎に増加の一途をたどっている⁷⁴⁾。一方、琉球王朝は、寛文期より貞享期(1661—1687)にかけて砂糖産業による資本力で積極策に転じたという。正保2年(1645)に砂糖の専売制、寛文2年(1662)には砂糖奉行を設置し、砂糖生産の厳格な管理、統制

が行われたともいう。このような琉球王朝による寛文期の砂糖生産の増加は当然薩摩藩の承知するところとなり、その利潤の大きさは財政難に苦しむ藩政当者の食指を動かすに充分であった¹⁸⁾。

道之島〔奄美諸島〕が薩摩藩の直轄地となったのは慶長14年(1609)の琉球侵攻から10年経った寛永元年(1624)であるが、直轄地(蔵入地)となってからも薩摩藩は幕府に対しては江戸時代を通じて「琉球道之島」として、表向きは琉球王朝支配地として押し通している。ということは、道之島は当初唐船着岸貿易の市場として意識されていたのではないかと推測される⁷⁾。それにもかかわらず、糖業を導入し、発展に意を注ぐようになったのは寛永12年(1635)の鎮国令、中国における明から清への政変、藩債の累増、琉球にみられる糖業の有利性などの諸要因が重なったためといえよう。

4 奄美諸島の支配層

糖業政策の展開に入るまえに支配構造について若干ふれておきたい。道之島〔奄美諸島〕の場合、代官のほか数人の附役が派遣されただけのことであれば、従来の島政機構に抜本的な改革を加えることはできず、またそれを行なったとしても直ちに形骸化されてしまうのがおちであろう²⁰⁾。寛文期(1661—1672)に至っても島役を独占している上流階級の島民に対する支配力は強靱なものがあつたといわれる²¹⁾。

元禄・宝永の頃(1688—1710)諸家から系図や文書等を提出せしめたが、再び島民の手許には返されなかった。これを契機として、藩と島の支配層との関係は大きく変っていったといわれる。このように系図や文書などを没収することによって門閥旧家の由緒を抹消し、島民として平均化した上で、薩摩藩に貢献する者を名家(衆多)として取り立て、道之島の秩序を再編成しようとしたものであろう、といわれる¹⁵⁾。

時代は降るが、藩制末期の島役人の一端がうかがえるものとして、基俊良の次のような言がある²²⁾。

「大島は在番長官外5名、喜界島5名、沖永良部島3名、徳ノ島 与論島ヲ兼子5名、合シテ19名ハ薩藩ヨリ常詰セリ、其他島中ノ村吏凡ソ3千名、已上奉給ハ少ナキモ権力ノ強キ甚シ、且ツ家屋建築等ハ部下人民ニ課シテ此数千人ノ村吏ニ奉セリ、故ニ吏員タルモノ間接ノ利益多シ」と^{注1)}。

このように本土から赴任する役人は少数であったから、なおさら島役人に強大な権力が握られていたようにみえたのであろうが、それはまた実態を反映したも

のもであったろう。先述のように系図や文書などを没収し、島の支配層を交代させ、薩摩に忠誠を誓う新しい支配層、すなわち衆多層が島役人の地位を占めるようになってからも社会の基層には変わることなく存続していた側面があったと思われる。例えば県本土ではみられなかった家人制度や豪農経営の展開などが糖業強制のなかで大きく復活展開した、ということにもみられるような、奄美の社会経済的構造の特異性というものが存続していたように思われる²¹⁾。

藩としては旧来の支配構造を根本的につくりかえることは不可能に近く、たとえ手がけてみても、また元の状態に戻ってしまうというようであれば全く無駄なことでもあり、財政建て直しに貢献しさえすればよいということで、島旧来の支配構造うんぬんは、その限りでの関心事でしかなかったのではなかろうかと思われる。

5 享保内検頃までの糖業

元禄8年(1695)大島・喜界島に黍検者がおかれ、また喜界島与人長知は、砂糖煎用として大鍋4枚の購入を申し出た。それは前年にもなされており、このころから砂糖生産が軌道にのりだしたことをうかがわせるものがある⁴⁾。元禄11年(1698)になると、大島では従来の間切横目のほかに、黍横目、竹木横目、津口横目、田地横目が新たにおかれることになり、大島はこのころから底知れぬ大変貌への途をたどることとなった^{23)注3)}。

ところで、藩はこの頃糖業だけに力を注いでいたのではなく、重要な特産物として蠟があった。元禄期末には、一人につき5本の柵木植栽を命じ、宝永元年(1704)には10万本にも達したといい、笠利間切(赤木名)に垂蠟所が置かれ、検者が駐在していた。宝永4年の藩の「覚書」では「与人ヲ初め、柵山ヲ伐り明け、黍畑用に仕る」ことを厳しく禁止している。また大島代官 藤田幸右衛門の宝永5年の伺書に「黍作の儀ヲ最早漸々仕馴れ候、然トモ此跡一兩年ハ少々黍作大方ニこれ有り候哉、仕登セ砂糖員数少なく御座候、柵ノ儀十万本ノ植付ニ御座候間、近年実ナリモ相い重み申すべく候へハ、肝要ノ儀ト存じ申し候」とある。おそらく、この時期は薩摩藩の甘蔗対策がまだ確立されておらず、黍地開発が仕明地と同一基準によって3年間低率の年貢で、開墾地に若干の収入を保障したからであろうといわれる²⁴⁾。

正徳3年(1713)頃の砂糖の買入は年に113万斤ずつであったという。これを1斤4合5勺で米に換算す

ると5,085石となり、大島貢米の3分の2ほどにもなるから総額として決して小さくはなかったが²⁵⁾、享保内検時(1726—1728)において、薩摩藩は田地を重視して稲作優先の政策をとっていた²⁶⁾。享保内検後の「大島規模帳」には畠地の水田化奨励や上納米の検査、附役人による田地仕付前の巡廻、損地の打ち起し、苗代の準備などに対する配慮がいろいろなされている。また百姓が勝手に田地で畠作をすること(黍作付)を規制しているのである²⁷⁾。このように享保期までは、藩として特に糖業を最重視するということにもなっていなかったし、また一方的に強制したとばかりもいえない面があったように思われる。

6 砂糖の買入れ制度

砂糖の買入れ方法の変化による奄美社会の変貌については桐野³⁾により論ぜられ、さらに松下¹⁷⁾によって展開された。松下は買入制度の変遷を桐野と同じように次の4期に分けている。両者の違うところは、桐野の場合、第一次定式買入のはじまりを享保、元文の頃(1716—1740)としていたのを、正徳期(1713前後)と改めた点だけである¹⁸⁾。

第一次定式買入制(定額買上制)……正徳期(1713年前後)～安永6年(1777)

第一次惣買入制(専売制)……安永6年(1777)～天明7年(1787)

第二次定式買入制……天明7年(1787)～天保元年(1830)

第二次惣買入制……天保元年(1830)～明治5年(1872)

松下は、第1期、第一次定式買入制の時期は、延享2年(1745)の貢米換糖上納制の実施を境にして前後の2期に分けることができよう、と述べている²⁸⁾。買入制度の変更は、単にその方法が変わったことにとどまらず、奄美社会の時代を画するほど大きな影響を及ぼすことになったものでもあったから、以下、この区分にしたがって考察をすすめていくこととする。

7 第一次定式買入

「正徳三巳年代官酒匂太郎左衛門日記、近年ハ砂糖百拾三万斤ツ、年々御買入ありと記せり」⁶⁾とあるが、これが砂糖買入の最初の記録である。続けて「漸々黍作手廣ならるるニ従ひ御買入も重ミテ、式百五拾万斤定納と見へたり、然に延享二年丑春百万斤買重仰渡、都合三百五拾万斤定納となる」⁶⁾とある。

藩は正徳3年(1713)頃には年年113万斤の砂糖を

買入れていたが、その後黍作がだんだん拡大し、砂糖の買入もふえ、定納額は250万斤にまでなっていた。延享2年(1745)になると、さらに100万斤の買重糖が加えられ、計350万斤が定納額となり、強制的に買上げられることになったと述べている。

以上は大島本島でのことで、徳之島においては、「前録帳」に「(戊年・明和3年(1766))砂糖七十三万斤ニ相究候、其以前ハ出来限ニ上納有之候⁴⁸⁾とあるように、定式買入は大島よりかなりおくらせて始まったのである。

定式買入が始まってから、寛保元年(1741)に貢租を砂糖であることを認め、追って延享2年(1745)からは遂に貢米をすべて黒糖にかえて上納させる換糖上納制へ移行することとなった。といっても、三島一斉に行われたのではなく、徳之島はかなりおくらせて宝暦10年(1760)からのことであつた^{29)注5)}。

黍作拡大は幾多の悲劇をひき起こしながら進行している。とくに徳之島の場合、酷かつたのであろう。

徳之島では、宝暦5年(1755)、「1、此御代凶年ニテ三間切飢死人数三千人余有之、拝借米本琉球ヨリ両度ニテ五百石申請候、……御國許ヨリ御米三百石被下候得共時分後ニ相成候故、右人数死人有之候⁴⁹⁾、とあり、宝暦7年の条には「……亥子之無餘類凶年涯ニ而島中及困窮候ニ付、御物エ昔ヨリ三間切古未進、返上物惣テ被下切被仰付、砂糖黍植重被仰渡三間切砂糖黍過分植付有之候……⁴⁹⁾とあるように、宝暦5、6年の凶作は非常のものであつたが、これを機会に全島さとうきび作を普及しようという方策が立てられたらしいのである。

そして宝暦9年(1759)の条には、「此御代砂糖過分出来有之、黍方係り之役々勤方相励候訳被仰上候〔……三ヶ年目ニ嶋中砂糖百萬斤餘出来〕とあって、宝暦6年に黍作普及の原動力となったとされる川上郷次郎、西俣彦左衛門が横目(見聞役)として赴任してから、わずか3年間で徳之島中の砂糖は100万斤を産するようになったということである⁵¹⁾。

凶作で3,000人も餓死者をだしながら、その直後からさとうきびが予定以上に増殖され、砂糖も予定以上に出来たと述べているのである。多くの餓死者が出たというのは単なる自然災害によるものではなく、さとうきびの面積は漸次ふえつつあり、他方米や雑穀類の作付は減少してきていたのであろう。そして、さとうきびがふえてきていたのは単に政策、作付強制によってだけではなく、当時は島民にとって、さとうきびの方が他の作物よりも有利だという事情もあつたの

ではなかろうかと思われる。そこへもってきて、自然災害にたいしても、さとうきびの方が他の作物よりも強いということが実証されたのであるから、この大凶年を契機として糖業の拡大は容易となったということであろう。

凶作に際して食糧(米)は本琉球や御國許(本土)、あるいは隣の沖永良部島に依存し^{注6)}、徳之島では積極的な糖業拡大策がとられるようになったと思われる。

宝暦11年(1761)の条に、「午年ヨリ末春マテ飢饉ニ付、当島中之御米ニ而東西飢米不足、琉球ヨリ……米・粟百八拾石御取寄被成候⁵⁰⁾。明和2年(1765)条に「戊年凶年ニ付寄元米為御取寄方、……四月渡海、御米百八十石御取寄方……⁵⁰⁾。安永2年(1773)条に「一、此御代^レ秋ヨリ三間切共稲虫入、種子糶米無之飢饉之故……御買入砂糖代為御取寄方……御渡海、届米八百石……琉球方ヨリ被買付候、二、午夏右同断、倭エモ被仰上候ニ付右ノ通御米積下候……⁵⁰⁾とあるように、凶作、飢饉等の際、米は島外から移入するようになってきている。このことは徳之島が宝暦5年の大飢饉、同10年の貢米換糖上納制等を契機として糖業中心の島に変容していったことを示すものであろう。

8 換糖上納

先述のように延享2年(1745)には定式買入糖250万斤に買重糖100万斤を加えた350万斤が定納額、すなわち年貢上納額となったのである。この350万斤に当時の砂糖1斤の代米3合5勺を乗ずれば、米にして12,250石分に相当する^{注7)}。換糖代米は、その後宝暦12年(1762)には5勺減少して3合となった³⁰⁾。

享保内検時の大島の石高は16,778石209.59であったが、12,250石はその73%にあたる。寛永期の年貢率が45.3%であったのにくらべて著しい収奪の強化である³¹⁾。延享2年の買重糖100万斤が換糖上納により、年貢に組みこまれることで石高にたいする年貢の割合は20.8%も増加したのであり、換糖上納制への移行は大収奪の開始でもあつたことになる。

9 第一次三島惣買入制

第一次惣買入は安永6年(1777)から天明7年(1787)までと期間は短かつた。この制度は生産された砂糖はすべて藩が買入れるという制度である。惣買入については、『大島代官記』に次のように記されている。

「右御代ヨリ島中出来砂糖惣買入被仰渡候、諸売買急度御差留ニ被仰渡候、左候テ島中百姓用分之品ハ

御物ヨリ被差下候筈被仰渡候、喜界島、徳之島右同断」⁶¹。

生産された砂糖は年貢として藩に納める部分、藩によって安い公定価格で強制的に買上げられる部分（藩への貢租、お買入れ、お買重（カイカサミ）砂糖を御物＝ゴモツという）と島民が自由に販売できる勝手販売部分（自物＝ジモツ）に分けられる。勝手販売部分は次第に減少してきていたが、ついにこのように生産者の手には自由に販売できる部分を残さないで、藩が生産額全部を買い上げることにしたのである⁵⁶。

第一次惣買入制の内容はほとんど知ることができないといわれているが³²、生産者側は、それまで途中で消えてしまっただけで自分達に渡らなかった砂糖の代米が、とにかく渡るようになり、多すぎた夫役も減ったので「によりやく『(弥勒)の世』がきたとって感謝した」⁵⁷といわれる。このようなことから、生産者取得分の吸いあげより、むしろ商人などの中間取得を排除して、利益を藩がひとり占めしようとするところに政策の重点がおかれていたように思われる⁵⁸。

第一次惣買入制実施直後の安永8年（1779）に島政の監視のため大島へ再度渡った得能左平次は、藩庁から次のようなことを申し渡されていた。

「已前ヨリ島の仕来りもこれ有り、与人共自分勝手向ニ心付け、新役代合ヲ相い伺い、内心古風ヲ含ミ、表向ニハ御勝手筋ニ取り繕い、連々目立たざるよう申し込み、自然少事とても元ノ仕向ニ立ち戻り候テハ、御趣法モ相い立たざる筈候」³³と。

大要は以前からのしきたりもあって、与人どもが自分の利益になるようにと考えて、詰役の交代時に、目立たないよう少しずつ昔のやり方に戻すようなことがあっては、折角の惣買入制度も形骸化してしまうという意味になろう³³。大島へ糖業が導入されて間もなくはその収益は非常に多かったから、七島船頭は糖業を徳之島にも移入して、一もうけしようと藩にその許可を働きかけようとしたといわれ⁵⁹、その後も、とくに勝手販売部分を中心にして、鹿児島島の船頭や商人たちだけでなく、与人をはじめとして島役人たちも、流通過程から利益をひきだせるような仕組みになっていたのであろう。

惣買入制度は、商人などによる中間利潤を排除し、流通過程の合理化に役立つという側面もあって、先述のように、当初は百姓達から歓迎されるということもあったのであろう。しかし流通過程から利益を取得していた連中は、代官等島詰役人にも接近し易い人々であったから、以前の状態に戻そうと陰に陽に働

きかけたり、抜け道をこさえたりするなどの抵抗を示したのではなかろうか。

10年間という短期間で、また以前の状態に戻したとき、定額（定式糖、買重糖）以外の余計砂糖は仮屋方船頭・水主の買入れを許したということも³⁴、公的にそういう措置を講ぜざるをえなかった、ということかもしれない。

「第一次の惣買入については明確な史料がない」⁷、「その内容をほとんど知ることができない」³⁵ということ、真相はわからないのであるが、なかなか徹底せず、結局、形骸化されていったのかもしれない。

10 第二次定式買入

第二次定式買入は天明7年（1787）に第一次惣買入制が廃止されてから、第二次惣買入が始まる天保元年（1830）にいたる約40年間にわたって行われた。第二次定式買入の特徴は買入れる砂糖代米の多い有利な買重糖の数量がふえていっているということである。

大島においては天明8年に定式糖350万斤に買重糖110万斤が加えられ、買入れ量が460万斤となった。定式糖の場合は砂糖1斤代として米3合、買重糖の場合は代価は高くなって米4合であった⁸。喜界島では定式糖58万斤、買重糖15万斤、計73万斤であったが、その後寛政9年（1797）には買重糖が増額されたという³⁶。徳之島では天明6年より定式買入れとなり、定式糖73万斤、買重糖は翌7年に11万斤と定められた⁵²。

先述のように藩は当初水稻作を重視していたようであるが、砂糖生産が発達したのは、おそらく買入砂糖にたいする代米の比率がよかったことに一因があろう。享保12年（1727）の喜界島代官宛達書によれば、以前大島・喜界島の砂糖1斤につき代米4合5勺で買入れていたという。享保12年には4合に減らせて5勺は買重み分に充てるようにした³⁷。

享保期の規模帳ではさらに減って3合5勺、宝暦12年（1762）には3合になり、買重糖は4合と定められたが、享和元年（1801）から文化元年（1804）までの間は買重糖も定式糖と同じ1斤が3合2勺4才がえとなり、買重部分も定式買入に組み込まれたも同然の状態がみられた。

買重糖による重圧の下で百姓達が困窮している状態が、大島要文集には大要次のように記されている。

「享和元年から文化2年までの5年間の買重糖は、はじめの3年がそれぞれ20万斤ずつ、4年目の文化元年40万斤、文化2年は90万斤となり、計190万斤となっ

ている。この190万斤に代米の1斤あたり減少分7勺6才を乗ずると1,444石となる。藩はその分だけ代米を節約できたことになるが、砂糖生産農民にとっては無償で収奪されたことになり、疲弊もまたしたことになる。しかも代米は砂糖の上納と同時に引換えに渡されるのではなく、秋と春の両度の廻船が終わってのち支払われることになっていたから、それまでの借用分も利子が嵩み、貧者はますます窮乏して、負債の頸枷はその重さを増してくる⁶⁸⁾。

過分の買重糖を課されたのでは、百姓は以前からの負債を返す金もなく、牛馬や田畑を負債のかたに手放したり、身うりしたりして黍作は縮小するほか方法がない⁶⁹⁾。

大島のさとうきびが大豊作で、仮に700万斤以上の砂糖ができたとしても、手許にはわずか150万斤内外の余計糖しか残らないということでは、大きな百姓はなんとかもちこたえることもできようが、小百姓は資産など、何もかもなくなり、一家離散に追いこまれてしまうであろう。したがって百姓達はさとうきび作を縮小し、外の作物にきりかえようかと思案しているものと考えられるのである⁷⁰⁾。

11 第二次三島砂糖惣買入制

第二次惣買入に先行して、文政元年(1818)から翌2年にかけて山川港において買入れが行われた。文化14年(1817)の申渡書に「来る寅年より卯年まで、諸人自物の砂糖を買入れる」とあり、山川港において大島砂糖は100斤45匁、喜界島砂糖は40匁、徳之島砂糖は42匁で全て買入れるというものである。この山川港における買入れについてもはっきりしていない。1818年(文政元年)第二次の専売制が2年間実施されたが、粗漏で実効を見なかった⁵⁹⁾、といわれる一方、『大島代官記』には「砂糖之位立直り、黍地手広新植重地島中ニテ凡五・六百町ニオヨビ⁷¹⁾とある。すなわち砂糖の品質がよくなり、新植がふえ、大島ではさとうきびの面積が5,600町歩もふえたと記されている。1,2年でいきなり5,600町歩もふやせるとは思われぬが、生産意欲を高めようとして一時的にとられた政策であったのかもしれない。

文政13年(1830)は、12月10日に改元して天保となる。

『大島代官記』に「文政13庚寅此御代ヨリ御仕向替島元惣買入被仰渡……此節ヨリ抜砂糖取締厳重被仰渡若取企本人共ハ死罪可被為行御規定ニテ被仰渡……」⁷¹⁾とあり、島元での惣買入をいい渡すとともに、

これに違反した者は死罪に処するとしたのである。

文政期の薩摩藩財政は破局的であり、藩債は累積して500万両に及んだという³⁸⁾。

この第二次惣買入制は薩摩藩が天保の改革の4つの柱(1. 藩債の整理, 2. 大島、喜界島、徳之島三島における砂糖の専売, 3. 國産の増加奨励, 4. 琉球貿易)のなかで最も重要視し、「御改革第一の根本」と位置づけたものである⁹⁾。そして砂糖惣買入を徹底させるために、新たに三島方掛を設けて定式糖・余計糖を問わず一切の産糖を取納することにしたのである³⁹⁾。

大島の砂糖買入については、先述のように天明7年(1787)に定式糖350万斤、買重糖110万斤であったが、寛政11年(1799)には買重糖110万斤も定式糖に繰り入れたため、定式糖は460万斤となった。

弘化元年(1844)のものかと推定される定式糖の斤額を行政区画の「方」ごとに示した「志岐家文書」によると、ほぼ460万斤程度になるので、幕末でも460万斤の定式糖額であったことが確認される⁴⁰⁾。

定式買入に関連して、『鹿児島県史』のなかで「貢租の砂糖代納も行はれ寛保元年(1741)11月には唐芋・檳子・瓜成物の現物納に對し、米或いは黒糖代納を認め、其の額を定めた。但し、之は定式買入外であった¹³⁾と述べてあり、また桐野は「定式買入や買重は、金額は僅少であっても代価は支払われるのであって、貢租ではない¹⁰⁾と述べている。これにたいし松下は「御物御定式(年貢上納分)……大島の定式糖は年貢上納分として460万斤を定額としたのであるが、……定式糖と鍋代糖のほかの余計糖を300万斤としている⁴¹⁾と述べ、説明が一致していない。桐野の場合、換糖上納制に移行する前後の第一次定式買入制の説明のなかで述べているもので、この時期は換糖上納制を境にして前期は租米の代わりに黒糖でもよい。後期は租糖の代わりに米でもよいとされていた時期であって、桐野の説明はこの時期に行われていたことを述べているのかもしれないが、はっきりしない。

定式買入については、先述のように正徳3年(1713)頃には年貢113万斤の買入があったのであるが、この時期の年貢は米を主としていたであろうから、強制的に買上げられたとしても年貢ではなく、文字通りの買入れであったといえよう。松下の場合は、延享2年(1745)の換糖上納制からかなり時代が降った寛政11年(1799)ないし天保5年(1834)頃のことについて述べているのであり、定式買入の内容が変わってしまっているとみなければならぬだろう。いずれにし

でも『大島代官記』にみられる天保年間の年々の産糖量700万斤前後のなかでは、定式糖460万斤、余計糖300万斤の外に年貢部分はないから、定式糖が貢租部分ということにならざるをえない。

惣買入制は余計糖部分をも藩により一手買入、すなわち専売制としたのであるが、それまでは「惣御買以前ヲ交易ノ世ト称シ、人民自由ニ商業ヲ営ミ、且ツ内地商人人数多入込ミ、売買繁盛ナリシガ、……」⁵³⁾とか、同様に「納租以外の残余糖が自由に売買せられ、内地から商人が多く来島して砂糖の取引が盛んに行われた」¹⁾といわれているのであるが、惣買入制の実施により事態は大きく一変したものと思われる。

惣買入制になり、米などの食糧をはじめとして、衣料その他の生活必需品は、すべて定められた比率で余計糖と直接交換することでしか手に入れられなくなった。差出した余計糖の代物については希望する諸品を注文させ、それを間切役所で一括して、代官所を通じて鹿児島島の三島方に上申し、三島方はそれを鹿児島や大坂で仕入れて各島へ送る、というやり方であった⁴²⁾。その際、砂糖と諸物品との変換比率において、砂糖が著しく不利にさせられていたということがある。例えば年次にずれがあるが、天保2年(1831)における大坂相場は米1石が黒砂糖79斤に相当したが、文政13年(1830)年における道之島の場合、米1石は黒砂糖507斤がえとなっていた。さらに相場の変動に関係なく、諸品代糖額は全般的に固定的で、収奪を二重に強化するものであったということである⁴³⁾。

文化2年(1805)春から同4年にかけて大島の代官を務めた本田孫九郎親学は、安永6年(1777)からの第一次惣買入についてきびしく批判している。

「大島ノ租税ハ米穀ヲ納メズシテ砂糖ヲ以テ納ム其砂糖ノ余リハ島民吾好所ノ紙茶煙草綿及ヒ穀物ニ交易シテ生業ノ用トス 惣買入ト云フ時ハ島民高売ノ交易ヲ禁シテ租税ノ余リヲ皆諸品ニ易ヘテ年貢ト同ジク上ニ奉ル 是人君ノ貧ルニ似タリ〔恥べきにあらずや〕」⁶⁷⁾。

第二次惣買入にあたって、これと同様の批判があったのかもしれないが、藩は財政たて直しを金科玉条として、収奪の道を遮二無二突走り、その結果、一方の極に豪農経営を他方に多くの借金奴隷と称される家人を生み出すにいたる「黒糖地獄」が展開された。その様子的一端を『奄美史談』によってうかがい知ることができよう。

「凡藩代ニ於テ、人民ハ砂糖ヲ1斤ダモ自宅ニ蓄蔵スルヲ許サズ、製出スレバ直ニ藩ノ倉庫ニ納メシム、

夏秋ノ頃ハ毎朝夕海岸ヨリ白砂ヲ甘蔗畑ニ運バセ、黍横目之ガ監督トナリ、黍見廻レガ使吏トナリ、督促至ラザルコトナク、専ラ全力ヲ尽シテ甘蔗ノ栽培ニ従事セシメ、瞬時モ自由ニ安息スルコトヲ得ズ、若シ甘蔗ノ苧株高ケレバ札(刑名)ヲ被ガセラレ、砂糖ヲ指頭ニ点ジテ嘗ムルモ又鞭ヲ受ク、其製造粗悪ナルニ於テハかぶり(首枷)しまき(足枷)ノ酷刑ヲ科シ、密売他藩人ヘスルモノハ首ヲ失ヒ、附和同意スルモノ、遠島謫刑ニ処セラル……」⁵⁴⁾、と苛酷な政策が列挙されている。

この記述は「凡藩代ニ於テ」という書き出しで始まっているが、今まで考察してきたことに照してみても、藩政全体を通じてのことではなくて、主として第二次惣買入期を中心にしてとられた政策であったろうと考えられる。そうでないと余計糖についてはかなり自由に売買できた時期もあったようであるから、これらの記述と矛盾することとなる。

第一次惣買入が始まった直後の安永7年(1778)、大島へ渡った徒目付得能左平次が「家々の勞れ、いふもさらなり、……朝夕の煙だに立たる事なく、磯の藻屑に飢を凌ぐなると語るを聞くも、胸塞る計り也」⁴⁴⁾と記しており、また天保改革に先立つ約20年前の郷村調査報告を検討してみると、農民の窮乏と生産の荒廃にかんする記述は全編に溢れ、繁栄の事実についてはその片鱗さうかがうことが出来ない。郷村の全面的な荒廃という事実であった⁷⁵⁾、という。このように大島社会は、第二次惣買入に先立つかなり以前から、長期にわたって疲弊しきった状態で推移していたものである。

長期の苛酷な収奪の下で、疲弊し切っていたとはいっても、奄美では古くから砂糖を用いて造られた各種各様の菓子があったようでもあるから、『奄美史談』に述べてある1斤だけでも自宅に貯えられなかったとか、ただ単に砂糖をなめただけで鞭打たれたということについても、単純に一般化できないのではなからうかと思われる。

竹島は藩政時代の砂糖食生活を考察したなかで、この問題をとりあげ、「藩政時代、砂糖を生産しながら、黍や砂糖を食べたら罰せられるということ、ほとんどの人々が疑惑を持つことなく、信じ込んでいるようであるが、このことを素直に受け入れるわけにはいかないと思う」⁷²⁾と述べている。さらに続けて「わずかな本藩役人がどんなに厳しい制度をもってしても……部落共同体の壁を破れなかったと思われるし、また島人による島人の支配という体制をとらせた専売制度で

は、結果として血縁共同体の強い紐帯に結ばれているので、その取締りにも一定のひそかないたわりがなかつたか考える。それが苛酷な体制の中で、ある程度の余裕をもって、それに適応し、優れた知恵の所産として、砂糖の巧妙な利用法や菓子類を案出し、後世に伝えたものではなからうか⁷²⁾と述べている。これは収奪一辺倒のみが強調されてきたなかで、ともすれば見失われがちになっていた側面を照し出したものといえよう。

また悲惨な黒糖地獄の象徴ともいえる家人^{ヤンチュ}についても、その実態は、いきなり借金奴隷とばかり単純化しえないような側面をもっていたのかもしれない。例えば、現在の瀬戸内町の戸数20~30戸の部落で、藩の収奪に直接さらされては生きのびることができないから、むしろ緩衝地帯になりうる豪族のもとに身をよせようと協議がまとまり、部落中、山・島・人間ぐるみ自ら進んでこの地方のある豪族のヤンチュになった事例もあるくらいである⁶¹⁾。百姓の家人への転落のなかには、このような共同体的な連帯感によって構築された防波堤的な意味のこめられたものもあったのであろう。

しかし藩政期も最終段階となって大きく変わったようである。嘉永7年(1854)は11月27日に改元して安政元年となるが、この年に島中の黍地の惣竿改めの検地が行われている。島人役人によって行われた検地は竿がゆるいということで、同じ年中に付役の現場指揮によって、再度竿改めが行われている。その結果大島では御定黍地(黍を植え付けることをきめてあった面積)2,420町歩が1,900町歩に減少していたことがわかり、翌卯年には与人、間切横目、黍横目が何人も免職になり全与人に罰銀上納が申し渡された。もはやこの段階では、島人の役人が島民と藩権力との緩衝地帯としての役割を果たす余地はなくなってしまったといえよう⁶²⁾。

それ以後は砂糖一色に塗りつぶされた極端な統治体制のなかで、シュタ(衆多=主達)といわれる役人層が台頭してくることとなる。シュタは一方で家人(奴隷)を使って営む高利貸豪農を兼ねていた。利息は3割と公定されていたが、仮屋(代官および横目の役所)の目が届かない地方では7割の高利をとるものもいた。上納不足の農民は不足分をシュタから借りて責めを果たし、またシュタも不足農民に貸すことによって、役人としての責めが果せたうえ高利をも取得できた。一方自立農民(ジブンチュ=自分人)は上納と高利のためヤンチュやゾレ(遊女)に転落するものが続出したのであるが、藩は農民層分解の防止よりは割り

あてた上納糖をいかにして確保するかということが最大の関心事であったから⁶³⁾、分解を阻止するために何らの有効な手だても講ずることはなかったものと考えられる。

家人は身売人とも称され、「其価ハ……大抵砂糖千五百斤ヨリ二千斤ヲ通例トス……身売人ハ都テ身代糖利子ノ為ニ使役セラルルモノニシテ身代糖千五百斤ハ一年ノ利子四百五十斤(一年利三割ナリ、米二石二斗五升)二千斤ハ六百斤(米三石)。故ニ満期ニ至ルモ尚初メノ身代糖ヲ償フニ非レバ出ルヲ許サズ」(各島村誌よりの引用)とされた存在で、こういう島民が幕末には莫大な数にのぼり、多い村では総人口の3、4割、少ない村でも2割ぐらいをしめるまでにいたり、優に大島社会の一階層を形成するにいたったのである¹²⁾。

家人の大量析出こそまさに藩政期大島糖業の総決算といえよう。

12 結びにかえて ——収奪強化の諸契機——

奄美の糖業が藩財政の窮迫に端を発するものであったことは「糖業導入の契機」において述べておいた。藩の財政は幕末寸前にいたるまで好転しないまま推移したのであるが、糖業を政策的に特別視するにいたったことについて松下は次のように述べている。

「藩財政は享保14年(1729)將軍綱吉養女竹姫の入興による出費の増大、享保16年の桜田藩邸類焼、延享2年の高輪藩邸の火災などによって一層悪化の傾向にあった。さらに、正徳期以降産金が減少しつつあった山ヶ野金山と鹿籠金山では損銀が多額にのぼり、延享2年(1745)初めて経営縮小を令達しており、そのような財政上の危機感から代替物として砂糖がクローズアップされてきたのではあるまいか⁴⁵⁾と、延享2年に換糖上納制を実施するにいたったのは、そのことのあらわれであろう。

その後も藩債は年年増加する一方で、宝暦3年(1753)には銀4万貫目ほどにも達していたが、それに拍車をかけたのが同年の木曾川手伝普請である。工事後の上方藩債はおびただしい額にのぼり、薩摩藩は重出米や人別出銀の増額などで急場をしのぎながら、他方では徹底した緊縮策をとるに至ったという⁴⁶⁾。

木曾川工事で藩が背負った上方商人への債務の担保は、奄美の砂糖であったので、そこでは主食の芋の植付け面積をぎせいにしたさとうきび作拡大が強行され、すこし不順な天候に見まわれると大量の餓死者が出るような時代になった⁶²⁾。第一次定式買入れのところ

で述べたように、徳之島では宝暦5年には3,000人の死者が出ている。続いて宝暦11年、明和2年(1765)と飢饉が相ついで起きているのである。

当時大坂での米価は低落傾向にあったが、仙台藩や佐賀藩にみられる「家中御馳走米」の借知、農民からの年貢の先納および「買入米」により、領内産米をできるだけ多く集め、大坂に廻漕し、販売した。その結果は米価の低落傾向を助長することになり、必ずしも貨幣形態での歳入の増加に結びつかないのみならず、領内では米価の騰貴をひきおこし、経済的困窮を深める要因ともなった。幕府が米価低落への対応策として諸大名に開米令を公布したのが、丁度木曾川治水工事の宝暦3、4年のことである。こういう状況のもとで、米穀販売以外の方法で正貨を獲得する方法を模索せざるをえないこととなる。その努力は商品経済の発展とともに多様化し、拡大しつつある特産物の生産に向けられることとなる。諸藩は領内の特産物生産を奨励し、生産物を一括して藩専売にしようとした⁷³⁾。このように特産物の専売制は諸藩が共通して志向したものであった。大坂で「薩摩米と言えは下米とされ低値であった¹⁴⁾」といわれるから、なおさらのこと特産物、しかも最も有利な砂糖に力を注ぎ、利益を収めようとしたのは必然的でしたらあったといえよう。1777年から始まった第一次三島惣買入制(専売制)はこのように全国的な経済の動きとも軌を一にして実施されるにいたったといえよう。

第二次惣買入制となり専売制が本格化したのであるが、それは第一次惣買入制での経験もふまえて、さらに強力に推し進めようとしたものであって、その引金になったのは、なによりも藩債の5倍増といわれる急増ぶりであろう。

文政元年(1818)における藩債は97万7000両余であったが、10年あまり後の文政末年(1830)には500万両という巨額に達したのである。これは何よりも第25代藩主重豪(1745—1839没、1755—1787藩主、1787—1792藩政後見、1808—1820再度後見)が長期にわたって権力の座にあって積極政策とはでな暮らしを展開したことにありといわれるが、それとともに藩政初期から存在していた幕藩体制下における積年の弊害が一挙に吹きでたものといえよう¹⁶⁾。

藩財政は、天保改革後10年間の年平均大坂出荷額、砂糖の23万5,000両を中心にして好転し、18年後には、藩の金庫に100万両の余裕金が残されるまでにいたったという。

嘉永4年(1851)28代藩主として登場した斉彬は当

時における危機的国際関係に対処するため洋式兵器の購入、洋式工業、大型船開発等、西洋技術、西洋産業の導入につとめているが⁶³⁾。これを積極化しえたのは、その土台となる藩財政のたて直しが順調に進んでいたということであろう。しかし、これらの殖産興業策は巨額を要することからして、再び藩財政を逼迫させないとも限らないという藩政策立案者の憂慮があり、それ以後奄美の農民にさらに苛酷な糖業政策を押しつけることとなったと言えよう。「同じ寅でも、この最後のとらが一番きつかった⁶²⁾」、という安政元寅年(1854)の改革は、このように幕末期におけるわが國をとりまく国際情勢のしからしめたものでもあったのである。

文 献

- 1) 萩原 茂：奄美大島農地制度論。鹿大農学術報告, No. 25, 243-268 (1975)
- 2) 萩原 茂：奄美地域の糖業(1)糖業創始。鹿大農学術報告, No. 35, 243-251 (1984)
- 3) 桐野利彦：地勢・地理概説, 名瀬市誌(上), p. 36-76, 名瀬市役所名瀬市誌編纂委員会, 鹿児島(1968)
- 4) ———, p. 78
- 5) ———, p. 45
- 6) ———, p. 48
- 7) ———, p. 50
- 8) ———, p. 52-53
- 9) ———, p. 61-62
- 10) ———, p. 45
- 11) ———, p. 64
- 12) ———, p. 58
- 13) 鹿児島県：鹿児島県史第2巻, p. 395, (1940)
- 14) ———, p. 302
- 15) 甲東 哲：教育, 名瀬市誌(上), p. 493-494
- 16) 芳 即正：島津重豪, p. 205, 207, 略年譜, 吉川弘文館, 東京(1980)
- 17) 松下志朗：近世奄美の支配と社会, 第一書房, 東京(1983)
- 18) ———, p. 58-59
- 19) ———, p. 59-40
- 20) ———, p. 56
- 21) ———, p. 55
- 22) ———, p. 67
- 23) ———, p. 16
- 24) ———, p. 69, 74
- 25) ———, p. 104
- 26) ———, p. 83, 105
- 27) ———, p. 92-93, 106
- 28) ———, p. 102-104
- 29) ———, p. 102, 103, 107
- 30) ———, p. 107-108
- 31) ———, p. 44, 94
- 32) ———, p. 122
- 33) ———, p. 124-125

- 34) ———. p. 133
 35) ———. p. 122
 36) ———. p. 133
 37) ———. p. 105
 38) ———. p. 172
 39) ———. p. 173
 40) ———. p. 177-178
 41) ———. p. 177
 42) ———. p. 178
 43) ———. p. 180-181
 44) ———. p. 122, 124
 45) ———. p. 107
 46) ———. p. 109
 47) 前田長英：黒糖悲歌の奄美，著作社，鹿児島（1984）
 48) 長澤和俊：徳之島前録帳よりみた近世徳之島，徳之島町誌，p. 72，徳之島町役場徳之島町誌編纂委員会，鹿児島（1970）
 49) ———. p. 90-91
 50) ———. p. 100
 51) ———. p. 91
 52) ———. p. 94
 53) 南峰都成植義：奄美史談・徳之島事情，p. 36，名瀬市役所名瀬市誌編纂委員会，鹿児島（1964）
 54) ———. p. 38
 55) 大山麟五郎：奄美のあゆみ，名瀬市誌（中），p. 8-20，名瀬市誌編纂委員会，鹿児島（1971）
 56) ———. p. 13
 57) ———. p. 13
 58) ———. p. 13-14
 59) ———. 近世，名瀬市誌（上），p. 271
 60) ———. 奄美のあゆみ，名瀬市誌（中），p. 14
 61) ———. p. 12
 62) ———. p. 17-18
 63) ———. p. 18
 64) ———. p. 12
 65) ———. p. 16-17
 66) 大島私考，p. 69，鹿児島県立図書館奄美分館，鹿児島（1972）
 67) ———. p. 59
 68) 大島要文集，p. 52，鹿児島県立図書館奄美分館，鹿児島（1971）
 69) ———. p. 52
 70) ———. p. 44
 71) 大島代官記（写），鹿児島県立図書館蔵
 72) 竹島忠男：藩政下の砂糖食生活について考察，名瀬市誌（下）p. 633, 635，名瀬市誌編纂委員会，鹿児島（1973）
 73) 山口 徹：幕藩市場の再編と商品生産，講産日本歴史（6），p. 241-242, 244，東京大学出版会，東京（1985）
 74) 山本弘文：薩藩天保改革の前提，法政大学経済学会経済志林 22（4），p. 151,（1954）
 75) ———：薩摩藩の天保改革，経済志林 24（3），p. 124,（1956）

注

- 注1) 元和9年（1623）に制定された「置目之条々」の「(9) からう（唐苧）米むしろ布男女によらず出すまじき事，(10) 用人，てくこ（筆子）百姓をいろいろ召しつかう儀かたく可_レ為_レ停止_レ事」とある。琉球王朝時代の貢納感覚には宗教的な十分の一税的なにおいがあつた。王朝の家父長的官吏は島民の無償奉仕を当然とする傾向があつたに違いない。藩はこの置目条々でそのような無償奉仕や出物を堅く禁止したのであつた。（大山麟五郎「近世」『名瀬市誌』上 p. 283, 286）
 注2) 置目之条々（11）におつか（負荷）の方ニ御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間元和五年より以来のハ相かへすべき事。「おつか（負荷）は債務のことであるが，それが払えないからといって，「内のもの」（ヤンチュ・下人）にすることは「曲事」だといっているのである（前同 p. 283, 287）
 注3) 間切横目＝与人補佐役・間切検査役，黍横目＝甘蔗の栽培，製糖，荷造り，船積み等を取締る役，竹木横目＝山林取締（とくに砂糖樽用竹木），津口横目＝船舶出人，不正品，砂糖抜荷等の取締（『鹿児島県史』第2巻 p. 379）
 注4) 定式買入＝買入額をあらかじめ定めておいて，それを島中の作用夫に割り当て，その額だけ強制買上げするもの，作用夫は割り当てられただけは，いや応なしに栽培して差出さねばならない。
 買重糖＝臨時に額を定め，それを作用夫に割り当て強制買上げをする。定式買入の場合より，糖価がいくらか高いのが普通であつた。
 惣買入＝できた砂糖を全部差し出させて買入れる（『名瀬市誌（上）』p. 42）
 余計糖＝黍の栽培面積を検査して産糖額を予想し，その額から定式糖などの分を控除した残りの部分（松下志朗『近世奄美の支配と社会』p. 138）
 注5) 大山麟五郎は換糖上納の実施について，それまで一般化していた延享2年を同3年と改めている（『名瀬市誌（中）』p. 11-12）
 注6) 琉球では，ある程度まで，弾力的ではあるが製糖させ，それ以上は飢饉をさけるために，むやみやたらに生産させていない。それは最初から最後まで続いた基本政策のようだ。薩藩もそこをまねて，台風，干ばつ，虫鼠害などの天災に備えるために，沖永良部島・与論島は米作を主にして，大島・喜界島・徳之島のどこかで飢饉があれば，それを救う糧食貯蔵，供給の一番近い場所として，砂糖を作らせなかったのかもしれない〔沖永良部島への糖業の移入は大島におくれること約130年〕（所崎 平「糖業創始，慶長年間説への疑問」，『奄美郷土研究会報』第8号，p. 25, 1961年）
 注7) 『名瀬市誌（上）』p. 45 には黒糖1斤米3合6勺替とある。若干の地域差はあつたようだ。

Summary

In this paper, a research was made to ascertain the policies adopted in the management of the sugar-industry performed in the Satsuma-clan-era.

Basing on the historical fact that the sugar-industry at the Amami-islands was unfolded in accordance with what had been existed in correspondence to the clan's financial conditions, the following ways of the 'exploitation' were put under consideration, namely; high-rated tribute, conversion of the tribute from the rice into the sugar, compulsory cultivation of the sugar cane, compulsory purchase of the sugar, the Satsuma-clans monopoly of the sugar.

As the result of this consideration it was ascertained that in the policies in the sugar-industry were contained not only the inevitable historical factors but also some thing quite unique in this Era.